

第7期第3回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和7年10月29日（水）

18時30分～20時30分

場所：市庁舎18階 なみき2～5会議室

議事次第

1 開会

2 青少年部長あいさつ

3 議事

- (1) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価方法について
- (2) 横浜市放課後児童施策の質の向上に関する検討について
 - (ア) 放課後キッズクラブわくわく【区分1】のあり方検討
 - (イ) 放課後キッズクラブ運営方針・運営計画の策定
- (3) 放課後キッズクラブ選定手法の見直しについて

4 閉会

〔配付資料〕

- | | | |
|-----|--|-------|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 | 委員名簿 |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 | 事務局名簿 |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て会議条例 | |
| 資料4 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 | |
| 資料5 | 「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価方法（案）について | |
| 資料6 | 横浜市放課後児童育成施策の質の向上に関する検討会報告 | |
| 資料7 | 放課後キッズクラブの質の向上に向けた取組について 運営方針・運営計画の策定
PDCAサイクルによる点検 | |
| 資料8 | 運営方針・運営計画 | |
| 資料9 | 放課後キッズクラブ運営法人選定手法の見直しについて | |

横浜市子ども・子育て会議放課後部会 委員名簿

◎: 部会長 ○: 職務代理者
【敬称略・50音順】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 准教授	○ あおやま てつべい 青山 鉄兵	
2	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授	◎ あかし よういち 明石 要一	
3	市民委員	かない ひろゆき 金井 宏之	
4	文教大学人間科学部 教授	かねふじ ふゆこ 金藤 ふゆ子	臨時委員
5	国士舘大学文学部教育学科 教授	すずき ゆうこ 鈴木 裕子	臨時委員
6	横浜市小学校長会 副会長	ふじさき けんじ 藤崎 健児	臨時委員
7	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	へんみ しんいち 辺見 伸一	
8	横浜市PTA連絡協議会 書記	まつばやし みつこ 松林 美津子	臨時委員
9	横浜市子ども会連絡協議会 会長	まつもと ゆたか 松本 豊	臨時委員
10	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表	みうら なおみ 三浦 尚美	
11	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員

※任期は令和8年10月31日まで

横浜市子ども・子育て会議放課後部会 事務局名簿

子ども青少年局

区 分	所 属	氏 名
	青少年部長	田 口 香 苗
	放課後児童育成課長	河 原 大
	企画調整課長	原 弘 岳
	放課後児童育成課担当係長	井 上 響
	放課後児童育成課担当係長	江 場 貴 之
	放課後児童育成課担当係長	奈 木 修 人
	放課後児童育成課担当係長	八 島 幸 恵
	放課後児童育成課担当係長	小 室 達 郎
	放課後児童育成課担当係長	米 山 知
	企画調整課担当係長	後 藤 佑 介

横浜市子ども・子育て会議条例

(令和5年4月1日施行版)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価方法（案）について

令和8年度から実施する「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」（以下「わくわくプラン」という。）の点検・評価について、子ども・子育て会議の意見等も踏まえ、以下のとおり案を作成しましたので報告します。

1 重点テーマの点検・評価方法【新設】

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画における各施策の指標に関する点検・評価と同様、進捗率の評価を行います。また、重点テーマで掲げた計画期間中の「方向性」に関して、当該年度に実施した「主な取組」と次年度以降に取り組む「今後の取組」を記載します。

2 各施策の指標、主な事業・取組に関する点検・評価方法【見直し】

有効性の評価方法を見直すとともに、備考欄の記載方法を見直します。（下記表の赤枠部分）

	想定事業量	評価基準		備考	その他
		進捗状況	有効性		
事業	計画期間当初実績及び最終年想定	4段階（S～C）	4段階（S～C）	自由記載	予算額、所管

(1) 有効性について

ア 現行の評価方法・課題と変更案

現行	(評価方法)	
	利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階（SABC）で評価	
	S	市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い
	A	市民生活等を向上させることができた
	B	市民生活等を向上させることができたとは言えない
C	市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い	
(課題)		
<ul style="list-style-type: none"> ・「市民生活等を向上させることができた」と「利用者、実施事業者からの評価も高い」など基準が明確でないため、評価の傾向にばらつきがある（所管や年度別で見ても大きく変わることがある） ・評価がS及びAに集中している 		

【子ども・子育て会議での主な意見】

↓↓

昨年度Sだったものが一律でAに変わっている。全体のバランスを見て今回見直したとのことだが、第三期に向けてはわかりやすい指標の設定をお願いしたい。

変更案	次の（イ）の基準に基づき、特に有効性が高いと判断した事業に「○」、客観的な根拠に基づいて有効性を測れていない場合は「※」をつける。
-----	---

イ 有効性の評価基準

	評価基準	評価方法	例
①	利用者・対象者の行動変容	・アンケート ・インタビュー ・追跡調査 等	・保育サービスの利用により就労が継続できた ・支援を受けたことで必要な医療・福祉サービスに自らアクセスするようになった ・産後の母親がセルフケアを意識し育児に前向きになった 等
②	課題解決への貢献度	・前後比較 ・関係機関の意見聴取 等	・地域の孤立、貧困、育児不安など、当初の社会課題に対して改善が見られたか 等
③	対象者の満足度・納得度	・満足度調査 ・自由記述の分析 等	・サービスの質、対応の丁寧さ、情報の分かりやすさ 等

ウ 留意事項

事業所管課の主観的評価だけではなく、アンケート・インタビュー・調査等により確認した客観的評価も踏まえ有効性を判断することとします。客観的な評価を実施できていない（もしくは、評価することがなじまない）ものについては、原則「※」を付けることとします。

(2) 備考欄について

以下の2点について、理由の記載を必須とします。

- ・進捗状況が予定より遅れている（B及びC評価）事業
- ・有効性の評価に「○」及び「※」をつけた事業

【子ども・子育て会議での主な意見】

備考欄が入っているところと入っていないところがある。進捗が問題ない事業はただしも、BやC評価の部分については理由を記載しておくべきではないか。

【参考】子ども・子育て会議スケジュール

開催日	本件に関する内容
R7.10~11	説明・意見聴取（各部会）
R7.11.27	説明・意見聴取（総会）
R8.3.24	点検・評価案の審議（総会）

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について <令和7年度分>

【重点テーマ1】全てのこどものウェルビーイングを支える

<アウトカム指標の進捗>

No.	指標	実績 ※各年度の年度末時点							令和7年度 進捗状況	所管課
		計画策定時 (R5年度)	目標値 (令和11年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
1	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%	70%							青少年育成課
2	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68%	80%							青少年育成課
3	「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標を持っていますか ②自分のことが好きですか ③自分には良いところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9% 中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上							教育委員会事務局

<方向性の進捗>

(1) 他機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワーク

<これまでの主な取組>		所管課
1		

<今後の取組>

1		所管課
---	--	-----

(2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

<これまでの主な取組>		所管課
1		

<今後の取組>

1		所管課
---	--	-----

(3) 年齢や発達に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

<これまでの主な取組>		所管課
1		

<今後の取組>

1		所管課
---	--	-----

子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について <令和7年度分>

【重点テーマII】子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

<アウトカム指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (R5年度)	目標値 (令和11年度)	実績 ※各年度の年度末時点					令和7年度 進捗状況	所管課
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
1	子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%	42.5%							企画調整課
2	子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%	42.5%							企画調整課
3	子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%	50.6%							企画調整課
4	子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持てていると思う人の割合	35.9%	51.6%							企画調整課
5	子どもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%	29.8%							企画調整課
6	親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができていると思う人の割合	51.3%	59.9%							企画調整課
7	「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%	39.4%							企画調整課

<方向性の進捗>

(1) 時間的負担感の軽減

<これまでの主な取組>

1		所管課
---	--	-----

<今後の取組>

1		所管課
---	--	-----

(2) 精神的負担感の軽減

<これまでの主な取組>

1		所管課
---	--	-----

<今後の取組>

1		所管課
---	--	-----

(3) 経済的負担感の軽減

<これまでの主な取組>

1		所管課
---	--	-----

<今後の取組>

1		所管課
---	--	-----

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策〇】〇〇〇〇について

<指標の進捗>

No.	アウトカム	指標	実績 ※各年度の年度末時点					令和7年度 進捗状況	所管課	
			直近の現状値 (R5年度)	目標値 (令和11年度)	R7年度	R8年度	R9年度			R10年度
1	〇〇	〇〇	〇〇%	〇〇%						〇〇課
2	〇〇	〇〇	〇〇%	〇〇%						〇〇課

<これまでの主な取組>

		所管課
1		
2		
3		
4		
5		

<今後の取組>

		所管課
1		
2		
3		
4		
5		

【～令和6年度】

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和6年度分>

【基本施策〇】〇〇〇〇について

<主な事業・取組>

単位:千円

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点							R6年度		備考	R6年度	所管課	
			計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	進捗 状況	有効性		予算額		
1	〇〇	〇〇	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年	S	S	利用者に対するアンケートで、回答した〇%以上の方が「利用して良かった」と回答している。		〇〇課
2	〇〇	〇〇	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年	C	A	当初想定していた実績値には届いていないものの、利用者からは評価は高く、有効性は高いと考えられる。		〇〇課
3	〇〇	〇〇	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	B	A	【記載なし】		〇〇課



【令和7年度～】

子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策〇】〇〇〇〇について

<主な事業・取組>

単位:千円

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点							R7年度		備考	R7年度	所管課	
			直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	進捗 状況	有効性		予算額		
1	〇〇	〇〇	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年						S	○	利用者の〇%について、状態が安定・改善している。また、利用者に対するアンケートで回答した〇%以上の方が「利用して良かった」と回答しており、有効性は非常に高い。		〇〇課
2	〇〇	〇〇	〇〇人/年	〇〇人/年	〇〇人/年						C	※	〇〇が原因となり、当初想定していた実績値には届いていない。ただし、利用者や地域から本取組を求める声も多いため、次年度以降、ニーズ調査や利用者アンケート等の実施を検討し、より必要な取組を実施できるようにする。		〇〇課
3	〇〇	〇〇	〇〇%	〇〇%	〇〇%						A				〇〇課

横浜市放課後児童育成施策の 質の向上に関する検討会報告

～放課後キッズクラブ わくわく【区分1】を中心とした
遊びの場のあり方検討～

こども青少年局 青少年部 放課後児童育成課

2025年10月29日

1 概要

- 6年度は、放課後キッズクラブの遊びの場で、全児童を対象としたわくわく【区分1】の猛暑時における過ごし方について、ワーキンググループによる検討会を開催し、令和7年3月の放課後部会で検討内容やアンケート結果、7年度における検討会の継続について報告しました。
- 7年度は、これまでの検討会での課題等を踏まえて、8年度以降の対応について検討しました。

検討会の内容

第1回（令和6年10月）	・ 検討会概要 ・ アンケート項目 ・ 今後のスケジュール
第2回（令和6年12月）	・ アンケート結果 ・ 各クラブでの状況ディスカッション
第3回（令和7年2月）	・ 次年度以降に向けた取組の方向性 等
第4回（令和7年7月）	・ 体育館の空調設置状況・夏休みの受入れ頻度・8年度以降の取組

2 検討WG委員（敬称略）

所属・役職等	氏名	MA
文教大学人間科学部 准教授	青山 鉄兵	
横浜市小学校長会 副会長	保科 優子	
放課後キッズクラブ 運営者 (株式会社 理究キッズ)	仲山 雄一郎	
放課後キッズクラブ 運営者 (特定非営利活動法人 ソーシャルキッズラボ)	八幡 美佳	
放課後キッズクラブ 従事者 (子安小学校放課後キッズクラブ 主任)	嵐 栄子	
放課後キッズクラブ 従事者 (宮谷小学校放課後キッズクラブ 主任)	廣瀬 稔	

事務局：こども青少年局放課後児童育成課長 河原 大
 こども青少年局放課後児童育成課担当係長 八島 幸恵
 こども青少年局放課後児童育成課担当係長 奈木 修人
 こども青少年局放課後児童育成課担当係長 小室 達郎
 こども青少年局放課後児童育成課担当係長 米山 知

3 6年度の検討会の内容

アンケート結果から

- ・夏休みの「午前のみ受入れ」及び平日の「受入れ制限」は、クラブ、保護者ともに一定の評価がなされている
- ・夏休みのわくわく【区分1】登録者は、約65%が「夏休みにクラブを利用する予定がない」と回答

課題

- ・アラート発表時の制限も夏休み、平日ともにやむを得ないと回答されているが、アラート発表が前日または当日のため、児童の参加予定が立てづらい状況にある。
- ・クラブにとっても職員のシフトが立てづらい。
- ・わくわく【区分1】登録でも、父母共に就労している世帯は多く、特に平日は放課後等デイサービスや民間学童へのつなぎとして、クラブを利用している方も多いため、対応について課題となっている。

4 令和7年度の猛暑時におけるわくわく【区分1】の状況

わくわく【区分1】の利用について

夏休みにおける、わくわく【区分1】の受入時間は2時間（午前のみ）

熱中症警戒アラート発表時は、

平日及び夏休みにおいて、わくわく【区分1】の利用は休止

※平日は、体育館等に空調があり活動場所を確保できるクラブについては受入れ可

5-1 小学校における暑さ対策

環境省
文部科学省

学校における熱中症対策ガイドライン（令和3年5月）

横浜市

横浜市立学校熱中症対策ガイドライン(令和7年4月改定)

児童の安全を最優先に考えた各学校におけるルール作りの指針

- ▶ **暑さ指数(WBGT)を基準**とした運動・行動の指針を設定
 - ・既存の指標を参考に、運動や各種行事の指針を予め設定する
 - ・普通教室・特別教室・体育館等、場所により空調の整備状況に差がある場合には、活動場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するようにする。
- ▶ 熱中症警戒アラートが発表され、暑さ指数33以上になると
 - ・行事等は延期または中止
 - ・運動は中止

5-2 小学校における暑さ対策

登下校

児童に涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給について指導
保護者に対しても熱中症対策の案内するなど注意喚起を行う

体育館の空調設置

空調が設置されている体育館は約25%（令和6年度末時点）

7年度から体育館の空調工事の加速化を進める方針（教育委員会事務局）

設置にあたっては設計・工事で複数年の工事期間がかかる

6 熱中症警戒アラート発表の推移

	7月	8月	9月	計
令和4年度	1 (1)	7 (6)	0 (0)	8 (7)
令和5年度	7 (3)	15 (14)	1 (0)	23 (17)
令和6年度	12 (7)	14 (14)	3 (0)	29 (21)

年々増加

夏休みの
ほとんどが
制限される

※日・祝日除く
※()内は夏休み期間

- ・ 熱中症警戒アラートが発表された日は年々増加
- ・ 7年度は、関東では昨年度より1週間早く熱中症警戒アラートが発表（千葉県：6/17）
- ・ 今年も昨年並みかそれ以上の頻度でアラートが出る可能性が高いと予測される



アラート発表時に安全に過ごすためには、空調が設置された活動場所が必要
「遊び場」が制限される状況は続き、今後も増加傾向にある

7 わくわく【区分1】の利用状況

わくわく【区分1】の1日あたりの平均利用者数の推移



- 1日あたりの平均利用数は、コロナ以降、増加傾向
- 7月・8月を除いた、月平均の利用者数は、6年度は18人
- 7月・8月の利用減は、熱中症警戒アラートの影響もある

「夏休みにどのくらいの頻度でキッズを利用する予定であったか」
約85%の方が「週1回以下」（うち、「利用予定なし」は64%）

※わくわく【区分1】利用者へのアンケート

8 検討会のまとめ（夏休み）

猛暑が続いており、活動場所の安全を確保する必要がある

また、暑さ指数が高い時間帯が続き、外出にも注意が必要なため、

夏休みはわくわく【区分1】を休止

一方で、こども達の体験活動の機会の確保が必要なため、

わくわく【区分1】の活動日を週1回以上で設定

ご意見

- 時間や実施曜日など柔軟な運用が望ましい
- 季節の工作や大学生等の交流など、体験活動の機会も重要

9 検討会のまとめ（猛暑時の平日）

平日は高学年の授業があるため、活動場所の確保がより困難である

活動場所での安全性を考慮

下校は小学校の考え方と同様

7年度の対応を継続

熱中症警戒アラートの発表日は利用制限

（体育館等に空調があり、活動場所を確保できるクラブは受入可）

その他に関するご意見

- 保護者に現在の運用に関する丁寧な周知が必要
- スポット利用にする場合の料金の仕組みが保護者にわかりづらい
- 民間学童等による短時間利用のこどもへの対応が課題

放課後キッズクラブの 質の向上に向けた取組について

運営方針・運営計画の策定、PDCAサイクルによる点検

こども青少年局 放課後児童育成課

2025年10月29日

1. 運営法人選定時の提案内容の検証

5年に一度の法人選定の際に
「放課後キッズクラブの目的を効果的に達成するための事業提案」が
評価され選定されている



キッズクラブ運営法人の選定期間において、
実際にどのような運営がなされたのか、
客観的に検証する仕組みがない

2. 評議会での活動報告

学校長、保護者、地域代表等から構成される評議会において、キッズクラブの運営や活動状況、予算・決算を報告し、意見具申を受ける



- ・ 単年度の取組の報告であり、**運営・活動の連続性が見えにくい**
- ・ 取組が十分であったかどうかの物差しがなく、**取組の効果が見えにくい**

【参考】横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱（抜粋）

（評議会）

第11条 運営主体は、学校・地域と情報共有しながら相互に連携・協力を図るため、評議会を設置し、半期に1回以上評議会を開催しなければならない。

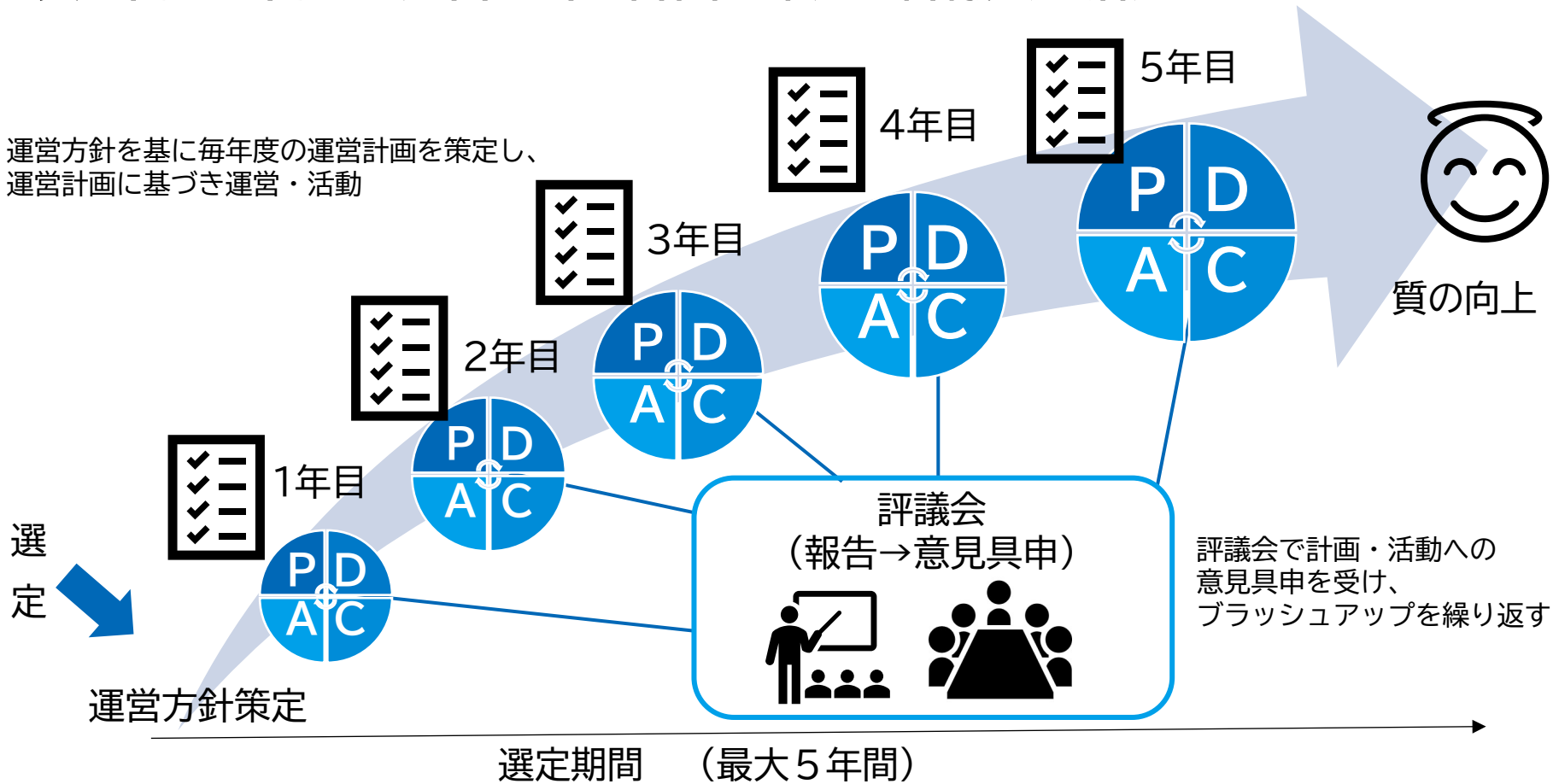
運営方針・計画の策定とPDCAサイクルによる点検

クラブ運営方針・計画の策定と、これらに基づくPDCAサイクルにより
運営状況を検証しやすくすることで、**質の向上**につなげる

取組 1	運営方針	クラブ運営で中心となる理念や取組方針などの考え方を明確化
取組 2	運営計画	運営方針に基づく、各年度における具体的な運営を計画立て
取組 3	P D C A	半期に1度以上開催する評議会への報告と意見反映を継続して実施

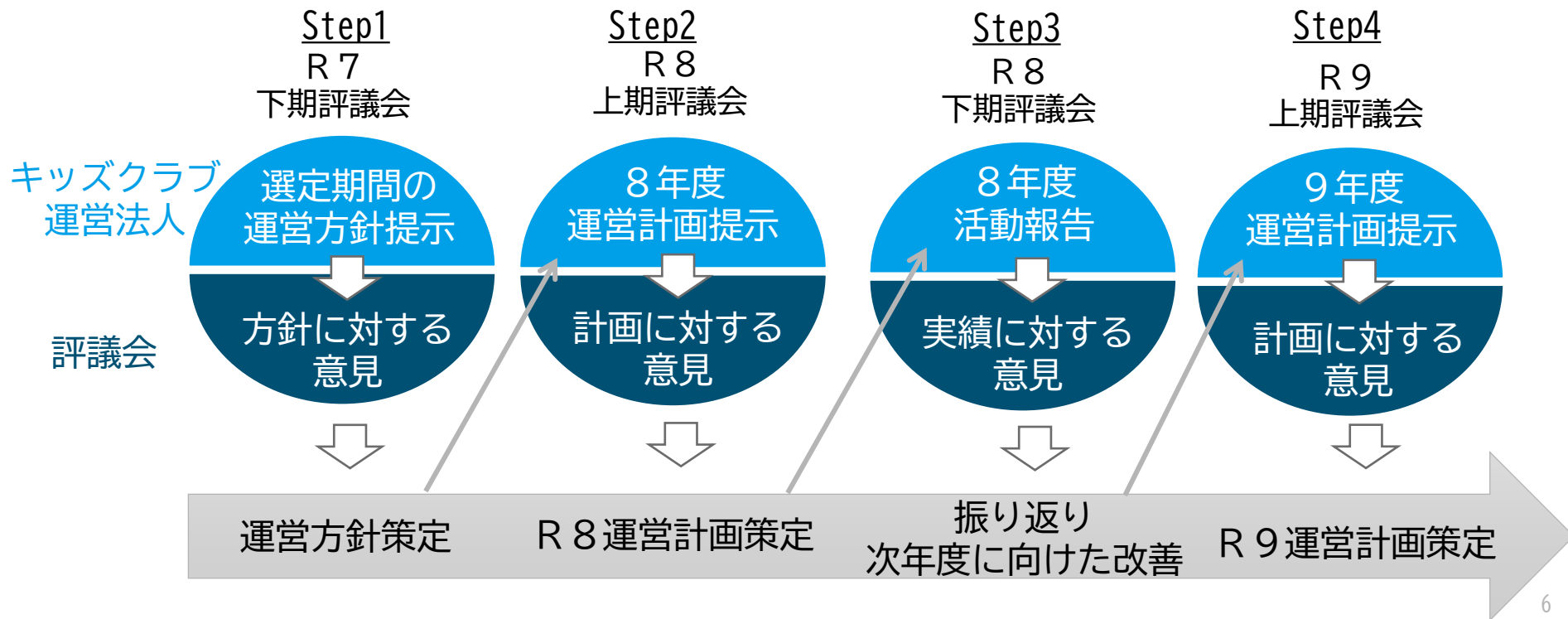
質の向上に向けた運営方針・計画の策定と評議会の活用

運営方針を基に毎年度の運営計画を策定し、
運営計画に基づき運営・活動



具体的な流れ

- ・ **運営方針の案**を直近の評議会に提示し、**委員から意見をもらいながら策定**
- ・ 年度の**上期評議会**で**運営計画**を策定し、**下期評議会**で**活動の報告**を実施



運営方針作成に向けた具体的な流れ (Step 1)



選定期間における運営方針の作成をお願いします

運営指針や
公募の申請書等
を参考

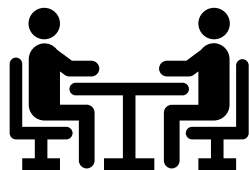


評議会



HPで公表
&
区役所へ提出

法人・クラブ
で議論・作成



報告
&
意見をもらう



完成



〇〇小キッズ
運営方針
-.〇〇〇〇
-.x x x x
-.△△△△



運営計画作成に向けた具体的な流れ (Step2)



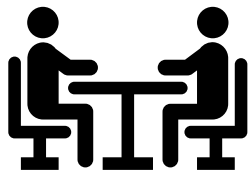
当該年度の運営方針に基づく運営計画作成をお願いします

運営方針に基づき



〇〇を充実させるには...

法人・クラブ
で議論・作成



△△をやろう!

評議会



XX達成に向けて
今年度〇〇を
重点的に取組みます。

報告
&
意見をもらう



~~を取り入れる
と良いのでは

完成



〇〇小キッズ
2026
運営計画

- .〇〇〇〇
- . x x x x
- .△△△△



HPで公表
&
区役所へ提出

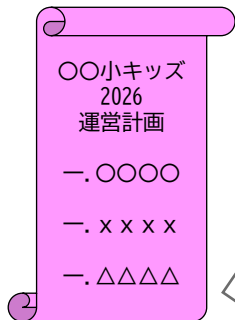


運営計画振り返りの具体的な流れ (Step3)



当該年度の運営計画の振り返りをお願いします

運営計画に基づき



計画に基づき、〇〇の取組を行い、運営が充実しました。



一方で、XXは△△もあり、できませんでした。

報告 & 意見をもらう

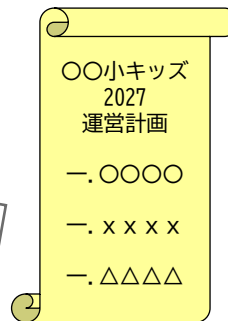
~~は素晴らしい!



意見を踏まえ、法人・クラブで次年度に向けて議論



次期計画へ反映



運営方針作成にあたっての考え方

運営方針は、クラブが活動をどのように進めていくのかを定めた基本的な考え方

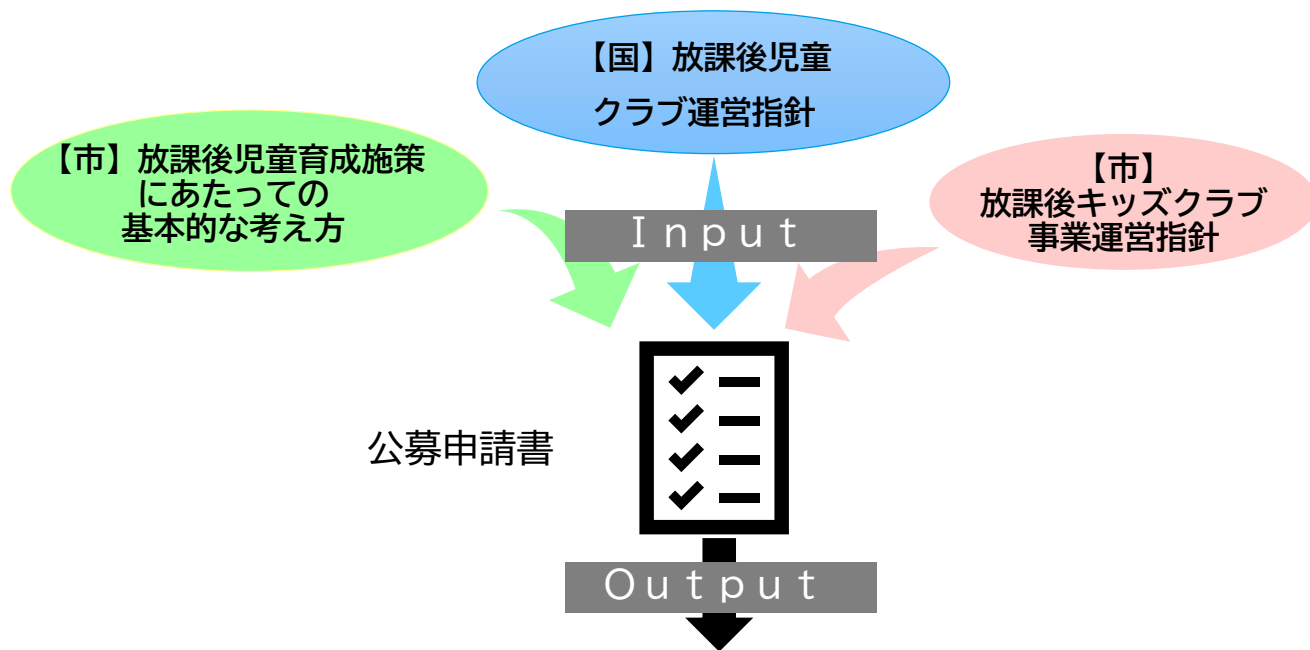
➡横浜市放課後キッズクラブ事業運営指針を踏まえた運営が必要

運営指針		
1	プログラムの充実	遊びを通じて自主性・社会性・創造性を育む。 継続性や達成感のある活動を提供し、異年齢交流も促進。
2	生活の場の確保	基本的な生活習慣の確立を支援。 安心して過ごせる「帰ってくる場」としての環境づくり。
3	子どもの安全確保	防犯・衛生・災害対策を徹底。 自ら危険を回避する力を育てる。
4	障害のある子どもの受入促進	インクルーシブな環境づくり。 個々の特性に応じた支援を提供。
5	配慮が必要な家庭への対応	子どもの変化に気を配り、必要に応じて専門機関と連携。
6	学校との連携	子どもの生活の連続性を確保。 校庭や体育館の積極的な活用。
7	保護者との連携	保護者との信頼関係を築き、子育てを支援。 活動への参加機会の提供。
8	地域との連携	地域活動と連携し、見守りのネットワークを構築。 公園や施設の活用による体験学習の推進。
9	人材の確保と養成	こどもの発達に応じた支援ができる人材の育成。 多様な遊びや活動を引き出せる職員の配置。
10	運営主体の役割	運営責任を明確にし、質の高いサービスを提供。



運営方針の作成にあたって

様々な指針や考え方を踏まえて作成した**公募時の申請書等を活用**



目的・ビジョン

クラブが目指す将来像や存在意義

基本的な価値観・理念

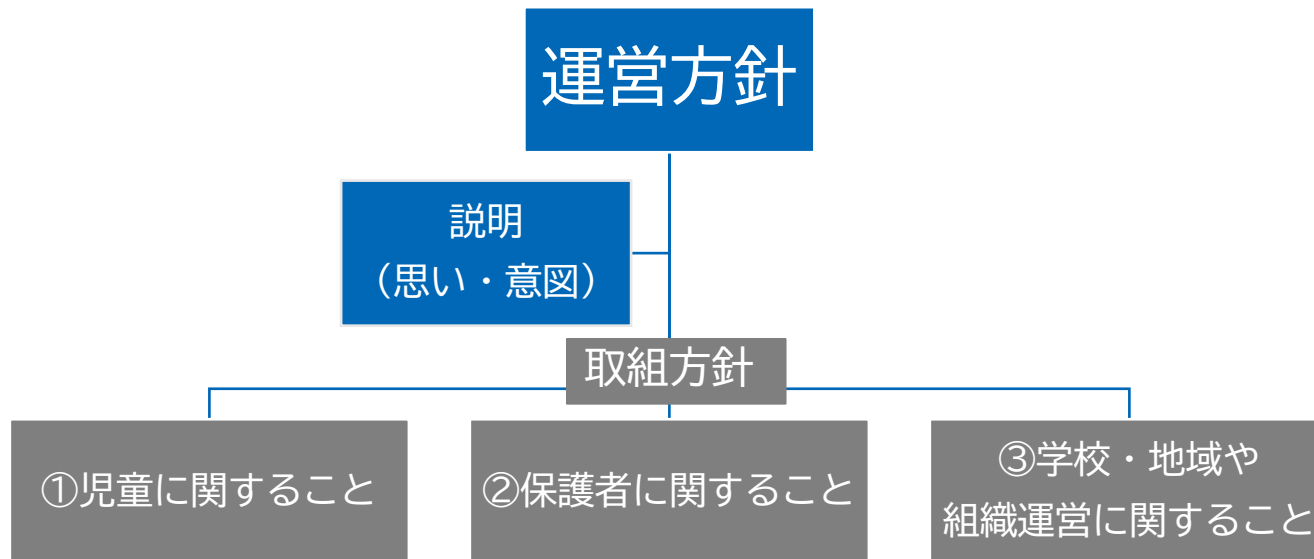
何を大切にして運営するか

行動指針

どのように行動すべきかの基準

運営方針作成

クラブで運営上大切にしたいことを運営・取組方針として作成



<運営方針を作成することで期待する効果>

- ✓ 「何を大切にしているキッズクラブなのか」を利用者や関係者と共有できる
- ✓ 組織の方向性を明確にし、全員が同じ目標に向かって行動できる
- ✓ 各キッズクラブの価値観や行動様式の土台となり長期的な文化を醸成できる

(参考) 方針例

<運営方針>

「安全・安心・あそびの力で未来をつくる」

説明	安全な居場所で、遊びを通じて自主性・社会性・創造性を育むことを基本理念とする。
----	---

取組 方針	<p><児童に関すること></p> <ul style="list-style-type: none">・こどもたちの「やってみたい！」を尊重し、未来への力を育む <p><保護者に関すること></p> <ul style="list-style-type: none">・保護者の方の意見も聞きながら、家のように安心できる空間を意識して整える <p><学校・地域や組織運営に関すること></p> <ul style="list-style-type: none">・安全管理を徹底し、学校・スタッフとともに安心して遊べる環境を整える
----------	--

運営方針・運営計画（評議会の意見を反映させるタイミング）

〇〇小学校放課後キッズクラブ運営方針・運営計画（令和●年度～令和●●年度）

【運営方針】				
【説明（想い、意図）】				
【取組方針】	子ども	Step 1 令和7年度下期評議会で議論		
	保護者			
	その他			

【運営計画】		取組①	取組②	取組③	総評	評議会意見・次年度への提案
1年目	年度					
	放課後キッズクラブ 運営指針項目	Step 2 令和8年度上期評議会で議論 運営方針に沿って、重点的に取組む事項をブルダウンから選択し、 具体的な取組内容を記載します。			Step 3 令和8年度下期評議会で議論	
	取組内容					
振り返り (こどもの意見の反映状況等)	Step 3 令和8年度下期評議会で議論 上期で立てた項目ごとの取組内容に対する達成状況や実施状況などにより、 振り返りを行います。			クラブ運営全体としての 振り返りを行います。	評議会からの意見の 内容を記載します。	

(参考) 運営方針・運営計画記入例

〇〇小学校放課後キッズクラブ運営方針・運営計画（令和●●年度～令和●●●年度）

【運営方針】		「安心・安全・あそびの力で未来をつくる」
【説明（想い、意図）】		安全な居場所で、遊びを通じて自主性・社会性・創造性を育むことを基本理念とする。
【取組方針】	子ども	子どもたちの「やってみたい!」を尊重し、未来への力を育む
	保護者	保護者の方の意見も聞きながら、家のように安心できる空間を意識して整える
	その他	安全管理を徹底し、学校・スタッフとともに安心して遊べる環境を整える

【運営計画】

年度	取組①	取組②	取組③	総評	評議会意見・次年度への提案	
1年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目	①プログラムの充実	②生活の場の確保	⑥学校との連携		
	取組内容	子どもが企画するイベント（子ども会議）を年2回実施し、主体性を育む	毎日の『ただいま』声かけとウェルカムボード設置で安心感のある生活の場を提供	学校との週1回の情報共有ミーティングを実施し、体育館の活用を促進	子ども会議により、子どもたちの意見表明や協働の力が育まれました。特に高学年のリーダーシップや、異年齢交流の促進が成果として見られました。次年度以降も取組を継続していきたい。 また、境域的な歓迎の工夫により、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりが進み、特に1年生は早くキッズルームになじむことができました。	3つの取組で、子どもたちの成長や安心感につながる取り組みが見られ、成果も感じている。これらの取り組みは継続しつつ、子どもたち自身の声を発信する機会を設けると、更なる成長につながるのではないかと考えています。個別支援級など要配慮のお子様も地域が増えてきています。キッズクラブの利用を希望する場合には、配慮をして欲しい。
	振り返り (こどもの意見の反映状況等)	子どもたちがグループに分かれてアイデアを出し合い、投票で企画を決定する子ども会議を開催し、以下を実施。 (5月)「みんなで楽しむゲーム大会」 (11月)「秋のお楽しみ会」 準備や役割分担を通じて責任感が育まれました。子どもたちからは、「自分の意見をしっかり言えた」「友達と仲良くなった。」との意見があった。	登所時に職員が一人ひとりに「ただいま」「おかえり」の声かけを継続。 季節や行事に合わせたウェルカムボードを玄関に設置し、子どもたちの作品やメッセージも掲示。 子どもたちからは「作品が展示されてうれしい」という意見やウェルカムボードを楽しみにする様子が見られた。 保護者からも「温かい雰囲気でありたい」との声が寄せられた。	毎週水曜日に学校担当者とミーティングを実施し、児童の様子や施設利用について情報交換。 体育館の空き状況を共有し、放課後キッズクラブでの使用計画を調整し、体育館の使用回数が前年より増加し、運動遊びの機会が拡充された。	学校との連携においては、運動遊びの機会が増えたというだけでなく、学校との関係性も強化され、児童支援の質が向上しました。引き続き、ミーティングを持たせていただきたい。	共通世帯が多いエリアである。クラブからコミュニケーションを取る機会を設けてもらえるといいのではないかと考えています。

クラブの運営方針と運営計画策定と評議会を活用したPDCAサイクルにより、
質の向上につなげていきます。

運営方針・運営計画

クラブ名： 放課後キッズクラブ

運営法人名：

選定期間： 年度 ～ 年度

【運営方針】	
【説明（想い、意図）】	
【取組方針】	こども
	保護者
	その他

【運営計画】		取組①	取組②	取組③	総評	評議会意見・次年度への提案
1年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目					
	取組内容					
	振り返り <small>（こどもの意見の反映状況等）</small>					
2年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目					
	取組内容					
	振り返り <small>（こどもの意見の反映状況等）</small>					
3年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目					
	取組内容					
	振り返り <small>（こどもの意見の反映状況等）</small>					
4年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目					
	取組内容					
	振り返り <small>（こどもの意見の反映状況等）</small>					
5年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目					
	取組内容					
	振り返り <small>（こどもの意見の反映状況等）</small>					

運営方針・運営計画

クラブ名： 放課後キッズクラブ

運営法人名：

選定期間： 年度 ～ 年度

【運営方針】	「安心・安全・あそびの力で未来をつくる」	
【説明（想い、意図）】	安全な居場所で、遊びを通じて自主性・社会性・創造性を育むことを基本理念とする。	
【取組方針】	こども	子どもたちの「やってみたい!」を尊重し、未来への力を育む
	保護者	保護者の方の意見も聞きながら、家のように安心できる空間を意識して整える
	その他	安全管理を徹底し、学校・スタッフとともに安心して遊べる環境を整える

【運営計画】

年度	取組①	取組②	取組③	総評	評議会意見・次年度への提案
1年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目	①プログラムの充実	②生活の場の確保	⑥学校との連携	子ども会議により、子どもたちの意見表明や協働の力が育まれました。特に高学年のリーダーシップや、異年齢交流の促進が成果として見られました。次年度以降も取組を継続していきたい。 また、視覚的な歓迎の工夫により、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりが進み、特に1年生は早くキッズルームになじむことができた。 学校との連携においては、運動遊びの機会が増えたということだけでなく、学校との関係性も強化され、児童支援の質が向上しました。引き続き、ミーティングを持たせていただきたい。
	取組内容	子どもが企画するイベント（子ども会議）を年2回実施し、主体性を育む	毎日の『ただいま』声かけとウェルカムボード設置で安心感のある生活の場を提供	学校との週1回の情報共有ミーティングを実施し、体育館の活用を促進	
	振り返り (こどもの意見の反映状況等)	子どもたちがグループに分かれてアイデアを出し合い、投票で企画を決定する子ども会議を開催し、以下を実施。 (5月)「みんなで楽しめるゲーム大会」 (11月)「秋のお楽しみ会」 準備や役割分担を通じて責任感が育まれた。 こどもたちからは、「自分の意見をしっかりと言えた」「友達と仲良くなれた。」との意見があった。	登所時に職員が一人ひとりに「ただいま」「おかえり」の声かけを継続。 季節や行事に合わせたウェルカムボードを玄関に設置し、子どもたちの作品やメッセージも掲示。 こどもたちからは「作品が展示されてうれしい」という意見やウェルカムボードを楽しみにする様子が見られた。 保護者からも「温かい雰囲気でありがたい」との声が寄せられた。	毎週水曜日に学校担当者とミーティングを実施し、児童の様子や施設利用について情報交換。 体育館の空き状況を共有し、放課後キッズクラブでの使用計画を調整し、体育館の使用回数が前年より増加し、運動遊びの機会が拡充した。	
2年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目	①プログラムの充実	④障害のある子どもの受入促進	⑦保護者との連携	昨年度から継続している子ども会議と活動発表会の実施により、表現力の向上や子どもたちが自分の成長や得意なことを発表する機会を通じて、自己肯定感が高められたのではないかと感じる。一方で、プログラムが増えてきており、業務量の見直しも必要である。日々の見守りに影響がでないよう注意していきたい。 保護者との連携においては、多忙な方が多いため、回数を増やすのではなく、内容を深めて回数を絞ってみたい。
	取組内容	子どもによる活動発表会を年1回実施し、達成感と自己表現を促す	対象児童に個別支援計画を作成し、協力ゲームを通じたインクルーシブ活動を年3回実施	『保護者カフェ』を年6回開催し、保護者とのコミュニケーションを促進	
	振り返り (こどもの意見の反映状況等)	12月に「活動発表会」を開催。子どもたちがこれまでのクラブ活動の中から印象に残ったことや得意なことをグループごとに、工作・ダンス・絵・クイズなど発表。子どもたちが自分の思いや成果を人前で表現する経験を通じて、達成感と自信を得ることができた。「次はもっと頑張りたい」といふこどもたちが複数いた。	支援が必要な児童に対して、個別支援計画を作成（計10名）し、職員間で共有。 6月・10月・2月に協力ゲーム（宝探しゲーム、チーム対抗リレー、協力パズル）でインクルーシブ活動を実施。 協力ゲームを通じて、児童同士の助け合いや声かけが活発になり、関係性の向上が見られた。	年間6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）保護者カフェを開催。 テーマは「子どもの生活リズム」「クラブでの様子」「子育ての悩み共有」などでコミュニケーションを実施。 合計参加人数は、30名（各回約5名）と低調であり、頻度や内容の見直しが必要。	
3年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目	③子どもの安全確保	③子どもの安全確保	⑦保護者との連携	活動発表は、参加をさせてもらったが、どのグループも工夫がみられ、入念な準備をされたことが感じられた。スタッフの方には頭がさがる思い。みな、楽しんでたのも印象的。保護者の方も見ることもできるといいのではないかと感じる。インクルーシブ活動は、プログラムを通じて、横のつながりが強くなったのではないかと感じる。活動の充実に向けて色々と工夫がされている。一方で、最近活動中にケガが増えているようなので、安全の確保は今一度取り組んで欲しい。安全については、自分たちで考えることも必要。プログラム化できないか。保護者との関わりも作ってくれて有難い。低調ということであるが、地域としては機会は持ち続けて欲しい。
	取組内容	安全に関する子ども向けワークショップを年2回実施	安全に関する職員研修を年2回実施し、対応力を強化	保護者向けの活動報告会を年1回開催し、子どもの成長を共有	
	振り返り (こどもの意見の反映状況等)				
4年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目				
	取組内容				
	振り返り (こどもの意見の反映状況等)				
5年目	放課後キッズクラブ 運営指針項目				
	取組内容				
	振り返り (こどもの意見の反映状況等)				

放課後キッズクラブ運営法人 選定手法の見直しについて

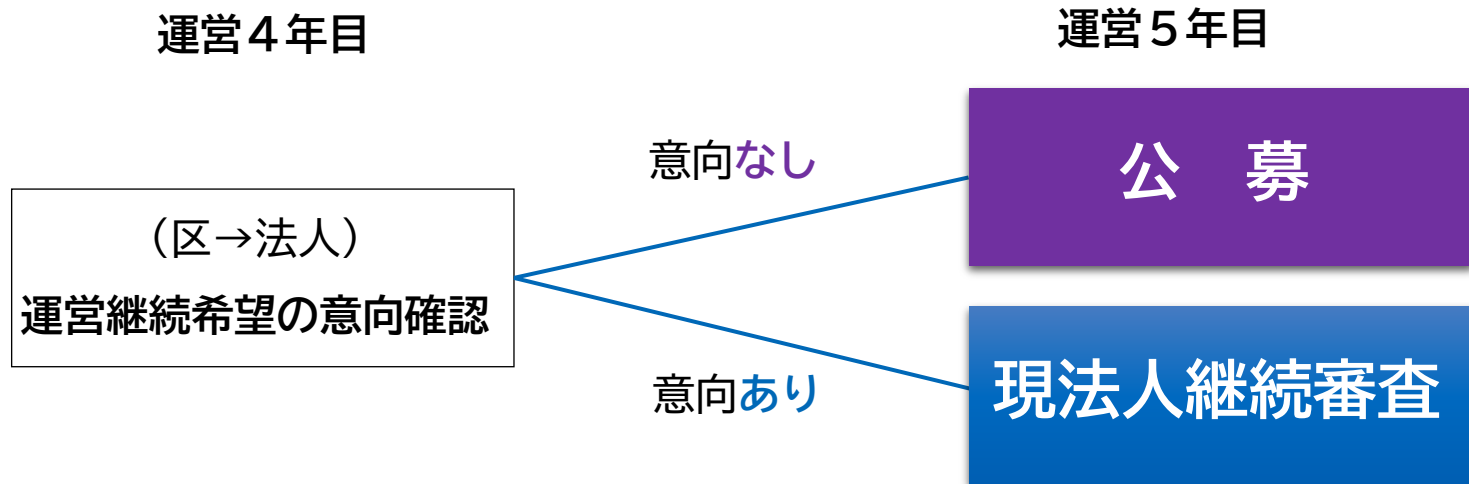
放課後キッズクラブ運営法人選定手法検討PJ

2025年10月29日

1. 選定手法見直しの背景

現状

- ・放課後キッズクラブ運営法人は、公募により選定し、5年間の選定期間を運営
- ・運営する法人が継続を希望する場合、その5年間の実績を踏まえて運営継続の可否を審査



1. 選定手法見直しの背景

放課後キッズクラブの運営法人に求められること

事業の趣旨を理解し、**地域と学校との連携を図りながら**、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を、**効果的かつ効率的に提供することができること**や、これらを踏まえて**安定的・継続的に運営を担っていくこと**

一方で…

現行の（再）選定手法の課題

- ・法人が永続的に再選定される可能性が高いため、**新たな法人が参入することが難しく、公平性の観点から課題**
- ・子どもたちの放課後の居場所がより豊かなものとなるよう、**事業者間の競争性を確保し、質の向上を目指すことが必要**

2. 見直し内容

(1) 選定手法の変更

【令和2年度放課後部会報告】

運営法人の再選定について、広く様々な法人が参加できる機会を設けます

現行

原則公募

(現運営法人が継続を希望した場合は、
1件審査による再選定が可能)



見直し後

公募

(令和8年度から予定)

DXや昼食提供等の取組が相次いでいる状況を踏まえ、公募開始時期を1年延期



見直し時期修正

公募

(令和9年度から予定)

2. 見直し内容

(参考) 公募校数の増加

全校 337校を5年に1度選定 \div 約70校/年

現行選定校数 (令和7年度)

72校 {
・公募 : 19校
・1件審査による再選定 : 53校



見直し後選定校数 (令和9年度以降)

公募 : 約70校

選定手法見直しにより、年間約70校の公募となることから、
公平性・質の向上・継続性のほか、
事務量を考慮した手法検討が必要

2. 見直しの内容

(2) 評価手法の見直し

【令和2年度放課後部会報告】

安定した運営体制を有する運営主体が、安定的・継続的にキッズクラブの運営を担うことで、事業の更なる質の向上に繋がっていきます

現法人の運営実績評価の導入【令和8年度】

現在の再選定と同様に、現法人の運営実績を法人選定の際の評価に反映させる仕組みを導入

①アンケート

【令和8年度～】（区→保護者・子ども）
・クラブ運営に関すること

【令和9年度～】（区→現場スタッフ）
・法人の現場支援に関すること

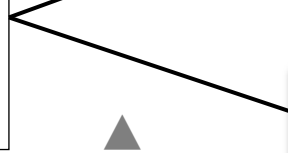
②結果



③選定評価

加 点

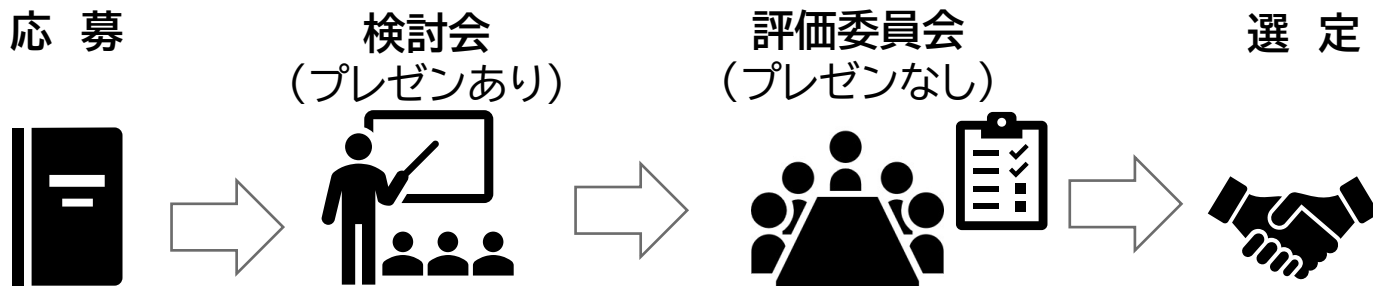
減 点



2. 見直しの内容

(3) 検討会の廃止及び評価委員会の運用変更【令和8年度～】

現在は…



キッズクラブの運営に**保護者・学校・地域の意見を反映**するため、
 学校長・PTA会長等で構成される**検討会**で**法人プレゼン・ヒアリング**を実施
検討会委員の意見を参考に、
 市職員で構成する**評価委員会**で**法人の評価**を実施

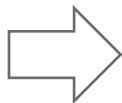
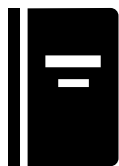
評価委員が法人の**プレゼン・ヒアリング**に直接関われない

2. 見直しの内容

(3) 検討会の廃止及び評価委員会の運用変更【令和8年度～】

見直し後は…

応募



評価委員会

プレゼン・ヒアリング



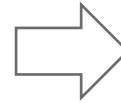
+



+



評議会意見



選定



検討会を廃止し、法人のプレゼン・ヒアリングを評価委員会で実施

保護者・学校・地域の意見は、

日ごろからキッズクラブと関わりの深い評議会意見（運営方針・運

営計画への意見具申や振返り）や保護者アンケートを活用

2. 見直しの内容

(3) 検討会の廃止及び評価委員会の運用変更【令和8年度～】

これまで

運営（毎年）：評議会で関係者意見を聴取

選定（5年ごと）：検討会で関係者意見を聴取

必ずしも
連動していない

これから

運営（毎年）：評議会で運営方針・計画について議論・意見

選定（5年ごと）：関係者の意見を反映しながら進められている
運営方針・計画を踏まえて評価

2. 見直しの内容

(4) その他

- ・ 募集要項公表時期の見直し（4月→2月）等、スケジュールを見直し
- ・ 法人が複数クラブを同時に応募する際の事務効率化
(従来のクラブ単位ではなく法人単位での応募書類作成、プレゼン・ヒアリング実施)

<今後の更なる取組の方向性>

- ・ 法人がよりクラブ運営をしやすくするための取組
- ・ 新規法人の開拓に向けた取組

これらの取組により、より効果的な運営法人選定を実施することで、
放課後キッズクラブの更なる**質の向上**につなげていきます